

泉佐野市防災士講座委託業務(単価契約) 業務仕様書

1. 業務名 泉佐野市防災士講座委託業務(単価契約)

2. 業務の目的

本業務は、災害発生時、市民一人ひとりが災害現場において実際に役に立つ知識と技術を習得することにより、市の防災体制をより一層強化でき得るものと考えます。 ついては、より多くの市民が防災士資格を取得し、地域の災害対応能力の向上に繋げていくため、防災士取得のための講座を開催する。

3. 業務内容

- ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムの実施
- ・防災士資格取得試験の実施
- ・日本防災士機構への認証登録申請

4. 研修人数 50 名

- ・単価契約とする。
- ・見積書の金額は予定数量分(50名)の合計額を記載する

5. 実施日時(会場借上げ期間) ※準備から後片づけの時間を含む

令和9年1月23日(土)9:00～令和9年1月24日(日)18:00(予定)
(令和9年1月22日(金)13:00～令和9年1月24日(日)22:00まで)

6. 実施場所

エブノ泉の森ホール(泉佐野市立文化会館)・2階レセプションホール(全面)
(泉佐野市市場東1丁目2番1号)

7. 委託業務期間 契約の日から令和9年3月31日(水)まで

8. 実施内容

- ・研修カリキュラムは、2日間に分けて実施すること。
- ・研修カリキュラムは、泉州南消防組合が実施する普通救命講習を取り入れること。
- ・研修第2日目の研修カリキュラムが終了した後に、防災士資格取得試験を実施すること。
- ・その他研修カリキュラムの内容については、契約後に泉佐野市危機管理

室地域防災課と協議すること。

- ・市からの研修者が 50 名に満たない場合は、定員 50 名を上限に、受託者が受講者を募集し参加させることができる。

9. 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ・業務実施責任者及び実務担当者を合わせて 2 名以上配置すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を泉佐野市に報告すること。

10. 業務完了後の提出書類

- ・業務完了報告書 1 部（任意様式）

11. 担当部局

泉佐野市 危機管理室 地域防災課

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 072-463-1212（内線 2293） FAX : 072-464-9314

E-mail : bousai@city.izumisano.lg.jp

12. 留意事項

- ・業務履行に際して必要な人口呼吸用一方弁付マスク、旅費、食費、宿泊費等は全て当初の契約金額に含むものとする。ただし、会場予約は市で行い、会場使用料はレセプションホールおよび講師控室は市が負担する。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・資料等作成に際して、著作物の許諾及びポジフィルム等の借用が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾及び借用により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症対策「三密防止策」を提示すること。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大等により、本業務の実施が困難となった場合のキャンセル料条項について提示すること。
- ・実施場所地下駐車場は 2 時間まで無料、以降 1 時間ごと 100 円の駐車料金が必要となることについて留意すること

13. 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法その他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

14. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

15. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

16. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

17. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。